

広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第五十三号

#### 広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例等の一部を改正する条例

(広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第一条 広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年広島県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第五号中「前各号」の下に「又は次号」を加える。

(広島県土砂の適正処理に関する条例の一部改正)

第二条 広島県土砂の適正処理に関する条例(平成十六年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第一号中「法定代理人」の下に「(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)」を加える。

(広島県屋外広告物条例の一部改正)

第三条 広島県屋外広告物条例(昭和二十四年広島県条例第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第四号中「氏名」の下に「(法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名)」を加える。

第二十五条第一項中「第二十三条」を「第二十三条第一項」に改め、同項第五号中「前各号」の下に「又は次号」を加える。

#### 附 則

この条例は、民法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第六十一号)附則第一条に規定する政令で定める日から施行する。